

純資産変動計算書に関する提案

1. 純資産変動計算書の様式

(提案)

「新地方公会計制度研究会報告書」の様式をベースに、基本財務書類として位置付ける。

(特徴：企業会計等の様式との比較)

- 会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因の取引高も含めて）を明らかにすることを目的として作成する。
- 「財源変動の部」、「資産形成充当財源変動の部」及び「その他の純資産変動の部」に区分して表示する。
- 公債発行等によって調達した資金を源泉として財源措置を行った金額については、「未実現財源消費」に表示する。

(特徴：「新地方公会計制度実務研究会報告書」の様式との比較)

- 実務研究会報告書の様式では、資産形成充当財源が税込や移転収入等財源別に区分されることとなっているため、資産形成充当財源残高を財源別に管理する必要がある。一方、制度研究会報告書の様式では、資産形成充当財源が固定資産や長期金融資産で区分されることとなっているため、資産形成充当財源残高を財源別に管理する必要がない。

2. 純資産変動計算書の補足情報

当研究会では、取引ごとの財源仕訳は実務上相応の負荷を伴うため困難であるが、“財源仕訳が内包する考え方”として、どのような財源で事業が実施されているかを示すことは重要であることについて、おおむね支持が得られたものと考えている。したがって制度研究会報告書の様式をベースに基本財務書類とした場合、純資産変動計算書の補足情報として、純資産変動計算書の「財源の使途」欄の項目ごと（純経常費用、固定資産形成等）に財源の内訳を示す表を作成することが有意義である。

固定資産や長期金融資産の取得財源に関する情報については、個々の資産ごとに把握・管理することが望ましいが（実務的には現行の財務会計制度においても事業ごとに財源情報が把握できる）、最低限のレベルとして、当該年度のフローのみを示すことで許容することとしたい。併せて、財源情報として決算統計情報の活用を許容することとしたい。

当該表（別紙参照）の位置付けを附属明細表にするのか、（附属明細表内で埋没することを回避するために）注記にするのかは今後の議論に委ねたい。

以上

	財源措置	財源内訳			
		税収等	国県等補助金	公債 (将来世代の負担)	その他
純経常費用	13,000	7,000	2,000	1,000	3,000
固定資産形成	10,000	3,000	5,000	2,000	
長期金融資産形成	5,000	2,500	1,000	1,500	
その他					
計	28,000	12,500	8,000	4,500	3,000

(数値例)

純経常費用 13,000 (調達財源) 税収: 7,000、国庫支出金: 2,000、公債: 1,000、その他(減価償却費): 3,000

固定資産形成 10,000 (調達財源) 税収: 3,000、国庫支出金: 5,000、公債: 2,000

長期金融資産形成 5,000 (調達財源) 税収: 2,500、国庫支出金: 1,000、公債: 1,500